

# 令和6年度総会資料

春日部市国際交流協会



# 令和6年度 春日部市国際交流協会 総会

日時：令和6年5月25日（土）午後5時00分から

場所：春日部市役所 会議室301及び302

## 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 事

〈資料ページ〉

議案第1号 令和5年度春日部市国際交流協会事業報告について …2～4

議案第2号 令和5年度春日部市国際交流協会事業決算について …5～8

議案第3号 春日部市国際交流協会補欠役員の選任（案）について …9

議案第4号 令和6年度春日部市国際交流協会事業計画（案）について …10～16

議案第5号 令和6年度春日部市国際交流協会事業予算（案）について …17～19

6 閉 会

◎ 春日部市国際交流協会規約・組織図・役員等名簿 等 …20～28

議案第1号

令和5年度春日部市国際交流協会事業報告について

別紙記載のとおり事業を行ったので、これを報告し承認を求める。

令和6年5月25日提出

春日部市国際交流協会

会長 藤 枝 武

# 令和5年度春日部市国際交流協会事業報告

## 1 総会、理事会等の開催

	会議名	実施日等	曜日	場所	主な内容
	令和5年度総会	令和5年5月20日	(土)	市役所別館会議室503	前年度事業報告、前年度事業決算、補欠役員の選任、今年度事業計画及び今年度事業予算
	理事会	令和5年10月16日	(火)	市役所別館会議室503	新委員会設置
		令和6年5月14日	(水)	本庁舎会議室205	総会付議事項
	会計監査	令和6年4月11日	(木)	市役所会議室301及び302	令和5年度会計監査

## 2 特別事業

	会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1	桜まつり			中央公民館	国際交流イベント	
2	KIFA設立30周年記念事業 国際交流音楽フェスタ	令和6年3月3日	(日)	中央公民館	国際交流イベント	157人

## 3 委員会事業

### (1) 広報委員会事業

	会議名	実施日等	曜日	場所	内容	発行部数
1	機関紙の発行	令和5年5月及び令和6年3月		会員へ発送	こんべいとう No.109及び110	1500部(5月) 700部(3月)
2	ホームページの作成更新	随時		協会ホームページ	イベント等情報の更新	
3	取材	随時		中央公民館ほか	各委員会事業の取材	
4	広報委員会				不開催	

### (2) 国際交流委員会事業

	会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1	姉妹友好都市親善交流事業	令和5年7月28日	(金)	春日部駅西口広場ほか	友好都市協定締結記念樹の見学ほか	112人
2	英会話教室 (イングリッシュクラブ)	令和5年10月4日から	(水)	市民活動センター	秋期・初級(各全10回) 秋期・中級(各全8回)	講師不在のため中止 213人
3	国際貢献事業	令和5年6月		フィリピン	定期教育支援	2人
		令和5年9月		フィリピン	定期教育支援	1人
		令和6年2月		フィリピン	定期教育支援	2人

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
4 外国語サロン	令和5年4月8日、22日	(土)	正風館	英語サロン	13人
	令和5年5月27日	(土)	正風館	英語サロン	6人
	令和5年6月10日、24日	(土)	正風館	英語サロン	12人
	令和5年7月8日、22日	(土)	正風館	英語サロン	14人
	令和5年9月9日	(土)	正風館	英語サロン	6人
	令和5年10月14日、28日	(土)	正風館	英語サロン	15人
	令和5年11月11日、25日	(土)	正風館	英語サロン	14人
	令和5年12月9日	(土)	正風館	英語サロン	6人
	令和6年1月13日、27日	(土)	正風館	英語サロン	15人
	令和6年2月24日	(土)	正風館	英語サロン	7人
令和6年3月9日、23日	(土)	正風館	英語サロン	17人	
5 ボランティア通訳	令和5年7月28日	(金)	市民活動センター	通訳の紹介	3人
6 国際交流委員会	令和5年5月29日ほか	(全10回)	市民活動センター	担当事業の実施、次年度事業計画・予算	

(3) 日本語教室委員会事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1 木曜教室	令和5年4月13日ほか	(木)	中央公民館	スタッフ会議	28人
	令和5年4月20日より	(木)	中央公民館	全36回	814人
2 土曜教室	令和5年4月1日ほか	(土)	中央公民館	スタッフ会議	40人
	令和5年4月8日より	(土)	中央公民館	全37回	930人
3 庄和教室	令和6年3月20日	(水)	庄和社会福祉センター	スタッフ会議	15人
	令和5年4月4日より	(火、水)	正風館	全87回	1419人
4 日本語教室ボランティアスタッフ研修	令和5年6月25日	(日)	市民活動センター	養成講座	51人
	令和5年11月19日	(日)	市民活動センター	養成講座	31人
5 外国人との交流拡大事業	令和6年3月30日	(土)	中央公民館	新春花見会	40人
6 第28回外国人による日本語スピーチ発表会	令和6年1月28日	(日)	中央公民館	外国人による日本語スピーチ発表会	141人
7 日本語教室委員会	令和5年4月1日ほか	(全12回)	中央公民館	担当事業の実施、次年度事業計画・予算	

(4) 多文化交流委員会事業

会議名	実施日等	曜日	場所	内容	参加者数
1 多文化交流委員会	令和5年4月15日ほか	(土)	市民活動センター	全10回	62人
2 多文化交流サロン	令和5年6月4日ほか	(日)	市民活動センター	外国文化を知る講座	121人

4 会員数

個人会員	130名
学生会員	8名
家族会員	0家族
団体会員	5団体
法人会員	8法人
合計	151

議案第 2 号

令和 5 年度春日部市国際交流協会事業決算について

別紙記載のとおり決算したので、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 5 日提出

春日部市国際交流協会

会 長、 藤 枝 武

## 令和5年度収入支出決算書

(単位：円)

収 入		当初予算	収入済額	増 減
1	会 費	390,000	328,000	△ 62,000
	1 個人(学生)会員会費	220,000	166,000	△ 54,000
	2 家族会員会費	5,000	0	△ 5,000
	3 団体会員会費	25,000	25,000	0
	4 法人会員会費	100,000	80,000	△ 20,000
	5 新規会員会費	40,000	57,000	17,000
2	補 助 金	1,620,000	1,620,000	0
	1 市補助金	1,620,000	1,620,000	0
3	特 別 負 担 金	310,500	199,100	△ 111,400
	1 参加者負担金	310,500	199,100	△ 111,400
4	諸 収 入	10	19	9
	1 諸収入	10	19	9
5	繰 越 金	1,496,269	1,496,269	0
	1 前年度繰越金	1,496,269	1,496,269	0
収 入 合 計		3,816,779	3,643,388	△ 173,391

支 出		当初予算	支出済額	差 額
1	会 議 費	116,700	53,618	63,082
	1 総会費	74,000	27,018	46,982
	2 会議費	42,700	26,600	16,100
2	交 際 費	40,000	7,000	33,000
	1 会長交際費	40,000	7,000	33,000
3	事 務 費	1,486,046	700,429	785,617
	1 需用費	302,000	158,284	143,716
	2 役務費	314,480	128,994	185,486
	3 賃金	869,566	413,151	456,415
4	事 業 費	2,034,800	1,518,584	516,216
	1 広報事業費	453,200	418,500	34,700
	2 国際交流事業費	490,100	221,991	268,109
	3 日本語教室事業費	551,500	344,898	206,602
	4 多文化交流事業費	130,000	42,982	87,018
	5 特別事業費	410,000	490,213	△ 80,213
5	予 備 費	139,233	0	139,233
	1 予備費	139,233	0	139,233
支 出 合 計		3,816,779	2,279,631	1,537,148
繰 越 金		1,363,757		



◆ 春日部市国際交流協会 令和5年度教育支援事業決算書 (単位:円)

<b>&lt;収入&gt;</b>	前年度より繰越	280,043 円
	利息	1 円
	寄附	20,000 円
		<u>300,044 円</u> …①

<b>&lt;支出&gt;</b>	国際貢献事業(教育支援)	300,044 円
		<u>300,044 円</u> …②

※国際貢献事業(教育支援)廃止 ①-②= 0 円

## 令和5年度春日部市国際交流協会事業会計監査結果報告書

- 1 監査日時 令和6年4月11日（木）午後3時より
- 2 監査場所 春日部市役所本庁舎 会議室205
- 3 監査の対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 監査の結果 監査に付された令和5年度収入支出決算書について、通帳、出納簿、支出命令書及び領収書と照合した結果、適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

春日部市国際交流協会  
会長 藤枝 武 様

令和6年4月11日

春日部市国際交流協会

監 事

大竹規之

監 事

春木伸夫

議案第3号

春日部市国際交流協会補欠役員の選任（案）について

理事 折原 正和

令和6年5月25日提出

春日部市国際交流協会

会長 藤 枝 武

提案理由

春日部市国際交流協会 理事 亀山佳史氏、塩野光高氏及び野田歩伸氏は、令和6年5月25日に辞任いたしますので、上記の者を選任することについて承認を得たいので提案いたします。

議案第 4 号

令和 6 年度春日部市国際交流協会事業計画（案）について

令和 6 年度春日部市国際交流協会事業計画を別紙記載のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 2 5 日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

## 令和6年度春日部市国際交流協会事業計画（案）

### 第1 総会、理事会及び会計監査

#### 1 総会

令和6年5月25日（土） 春日部市役所 会議室301及び302

#### 2 理事会

必要に応じ開催

#### 3 会計監査

令和7年4月予定

### 第2 事業

#### 1 広報委員会事業、国際交流委員会事業、日本語教室委員会事業、多文化交流委員会事業 ※各委員会事業計画のとおり実施

#### 2 特別事業

##### （1）アメリカ合衆国 カリフォルニア州 パサディナ市との親善交流事業

春日部青年会議所との連携を保ち、長期的交流に努める。

##### （2）春日部市発行の外国語版出版物の監修

春日部市が発行する外国語版の出版物がある場合、市から依頼があったときは、監修を行う。

##### （3）春日部市教育委員会の事業への協力

春日部市教育委員会が行う小中学生を対象とした事業がある場合、教育委員会から依頼があったときは、協議のうえ必要な協力を行う。

##### （4）国際交流イベントの開催

日本人と外国人が集い、日本と外国の文化や習慣などを知り、互いに理解と親睦を深めることのできるイベントを開催する。

## 広報委員会事業計画（案）

- 1 機関紙「こんぺいとう」の発行（NO. 111～112）  
年2回（各700部）発行する。

- 2 「ホームページ」等関係事業

春日部市民のみならず、多くの人に春日部市国際交流協会の活動を紹介するため、ホームページなどのコンテンツを充実させる。ホームページ等を通じ、交流協会の概要、開催イベント、機関紙「こんぺいとう」最新号、春日部市の友好都市“パサディナ市”や姉妹都市“フレーザーコースト市”の紹介、会員手続きなどの情報を公開する。

- 3 各イベントの取材

協会及び国際交流に関するイベントの取材を行う。

- 4 会員の拡大

広報活動等を通じて、会員拡大を図る。

- 5 日本語スピーチ発表会開催に対する協力

日本語教室委員会で実施している日本語スピーチ発表会開催に対し、協力をする。

## 国際交流委員会事業計画（案）

- 1 オーストラリア キーンズランド州 フレーザーコースト市との親善交流事業  
春日部市とフレーザーコースト市との間で締結された「姉妹都市協定」の趣旨を尊重し、市民レベルでの交流や生徒同士の交流の促進を図るとともに、その活動を積極的に支援する。
  - (1) KIFA-セントジェームズ校相互交流プログラム  
国際的視野を広め、相互親善を深める。
  - (2) 両市市民活動クラブの交流  
市内写真クラブ等、市民活動クラブ同士の交流を通じて、一層の活動の楽しさや友好都市の人々との友情を育むきっかけとして、交流を支援する。
  
- 2 外国語サロン（英語）の実施  
協会会員を対象に、国際化及び外国語に慣れ親しむことを目的に、当サロンを開設し、併せて会員拡大を図る。
  - (1) 原則として8月を除く毎月第2・第4土曜日開講。12月は第2土曜のみ開講
  
- 3 英会話教室の開講事業  
国際交流活動に必要な英会話を習得したい人、また既に講座を受け、さらにレベルを上げたい人に機会を提供するとともに会員増強の一助とする。
  - (1) 春期・秋期英会話教室（初級・中級）を各10回行う。
  
- 4 ボランティア通訳登録制度の実施  
春日部市の在住外国人が地域社会で生活するための住みよい環境づくりの一助とするため、語学の堪能な方（在住外国人を含む）を通訳者として登録し、日本語が不自由な在住外国人の活動を支援する。
  - (1) 姉妹友好都市との親善交流事業への通訳派遣

## 日本語教室委員会事業計画（案）

### 1 日本語教室の開講

在住外国人が市民生活をおくる上で持つ不安や悩みを少しでも解消できるように、コミュニケーションの手段としての日本語を学習する場として、粕壁市民センター（中央公民館）及び庄和会堂にて日本語教室を開講する（春日部市との共催事業）。

### 2 日本語教室ボランティアスタッフ研修（夏と秋、年2回開催）

日本語教室での教え方や、ボランティアとしての心構え、日本語学習のかかわり方などを研修し、多くの方が日本語教室のスタッフとして参加できるようにする。

夏の研修は、講師を招き研修講座を行う。日本語教室の概要と各教室の説明を受講生とスタッフがそれぞれの立場で説明し、スタッフ募集をする。

秋の研修も、講師を招き研修講座を行うとともに、広く市民に広報することで、スタッフ募集に寄与する（春日部市との共催事業）。

また、埼玉日本語ネットワーク等が主催する研修に参加する。

### 3 外国人による日本語スピーチ発表会の開催

在住外国人が、日ごろ日本で感じていることなどを日本語で発表する機会を提供し、相互理解を深める場とする。受講生を中心とした日ごろの日本語習得の成果を発表する場でもある（春日部市との共催事業）。

### 4 外国人との交流拡大事業の実施

日本語教室受講生をはじめとした在住外国人に日本文化・歴史学習・体験などを通してスタッフ、協会会員との交流を深め、外国人が地域生活住民として活躍する多文化共生の機会の提供を行う。さらに、多文化交流委員会と協力し、交流拡大を図る。

### 5 日本語教室テキスト委員会の開催

日本語教室で使用するオリジナルテキストの作成・改訂を行う。市販テキストの購入検討も行う。

### 6 東部地域日本語教室交流会の開催

東部地域の各日本語教室の交流を通して、情報の共有、交換及び収集をすることを目的に充実を図る。



## 多文化交流委員会事業計画（案）

### 1 外国文化の紹介

日本とは異なる外国の多様な文化（料理も含む）、習慣、考え方等を紹介・意見交換等を行うことで、日本人市民と在住外国人の間の相互理解、友好関係促進を図る。

### 2 日本文化とのふれあい

在住外国人を対象として日本の文化を体験、ふれあうことのできる機会をつくり、親しんでもらうことで、日本文化への理解を深めてもらう。

### 3 多文化交流・友好の集い

年に一度の大規模な交流の集いを開き、様々な国の文化紹介や人物紹介をする。また、懇談等を通じ、文化や価値観等の違いを乗り越えた友好関係の構築を促すとともに、相互理解促進の機会や国際交流の機運を高める機会を提供する。

### 4 その他

地域に住む外国人や隣人をより良く知り、親睦を深めうるような企画を適宜検討立案し実施する。

## 春日部市・フレージャーコースト市姉妹都市交流10周年記念事業計画（案）

### 1 姉妹都市交流10周年記念式典の開催

一般市民に公開する形式の記念式典とし、両市の交流が図れるイベント等を企画する。

### 2 姉妹都市交流PRイベントの開催

春日部市及びフレージャーコースト市の姉妹都市交流を効果的にPRする活動を行う。

また、春日部市に住む子どもたちが姉妹都市であるフレージャーコースト市に親しみを感じ、興味や関心が高まるきっかけとなるイベントを実施する。

### 3 姉妹都市交流10周年記念誌の作成

両市の市民間で築きあげてきた良き関係を祝し、春日部市民にフレージャーコースト市及び姉妹都市交流を効果的に周知するための資料を作成する。

◎ 当該事業は春日部市からの委託事業であり、詳細等については春日部市と協議及び調整を行い決定する。

議案第5号

令和6年度春日部市国際交流協会事業予算（案）について

令和6年度春日部市国際交流協会事業予算を、別紙記載のとおり提出する。

令和6年5月25日提出

春日部市国際交流協会

会 長 藤 枝 武

## 令和6年度事業予算書(案)

(単位:円)

収 入	項目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明										
1	会 費	330,000	390,000	△ 60,000											
	1 個人会員会費	180,000	220,000	△ 40,000	(5年度実績:2,000円×83人)										
	2 家族会員会費	5,000	5,000	0	(5年度実績:5,000円×0家庭)										
	3 団体会員会費	25,000	25,000	0	(5年度実績:5,000円×5団体)										
	4 法人会員会費	80,000	100,000	△ 20,000	(5年度実績:10,000円×8法人)										
	5 新規会員会費	40,000	40,000	0	(5年度実績:2,000円×12人・1,000円×33人《10月以降新規》)										
2	補 助 金	1,620,000	1,620,000	0											
	1 市補助金	1,620,000	1,620,000	0	春日部市補助金										
3	特別負担金	465,500	310,500	155,000											
	1 参加者負担金	465,500	310,500	155,000	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">姉妹都市(フレージャーコースト市)親善交流事業</td> <td style="text-align: right;">155,000</td> </tr> <tr> <td>外国語サロン参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">73,500</td> </tr> <tr> <td>英会話教室参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">192,000</td> </tr> <tr> <td>日本語教室修了式参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>外国人との交流拡大事業参加者負担金</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> </table>	姉妹都市(フレージャーコースト市)親善交流事業	155,000	外国語サロン参加者負担金	73,500	英会話教室参加者負担金	192,000	日本語教室修了式参加者負担金	5,000	外国人との交流拡大事業参加者負担金	40,000
姉妹都市(フレージャーコースト市)親善交流事業	155,000														
外国語サロン参加者負担金	73,500														
英会話教室参加者負担金	192,000														
日本語教室修了式参加者負担金	5,000														
外国人との交流拡大事業参加者負担金	40,000														
4	諸 収 入	10	10	0											
	1 諸収入	10	10	0	銀行利息										
5	繰 越 金	1,363,757	1,496,269	△ 132,512											
	1 前年度繰越金	1,363,757	1,496,269	△ 132,512											
収 入 合 計		3,779,267	3,816,779	△ 37,512											

(単位:円)

## 支 出

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 会議費	91,700	116,700	△ 25,000	
1 総会費	44,000	74,000	△ 30,000	花代(表彰者贈呈用) 10,000 消耗品費 4,000 郵便料 30,000
2 会議費	47,700	42,700	5,000	会議室利用費等 47,700
2 交際費	40,000	40,000	0	
1 会長交際費	40,000	40,000	0	催事参加費・協会役員への弔慰金 40,000
3 事務費	1,369,046	1,486,046	△ 117,000	
1 需用費	302,000	302,000	0	協会封筒 52,000 用紙 10,000 その他消耗品 50,000 事務局PCウィルスソフト 10,000 印刷代・コピー代 180,000
2 役務費	344,710	314,480	30,230	データ通信料 158,050 残高証明手数料 660 銀行手数料 1,000 はがき・切手・メール便等 185,000
3 賃金	722,336	869,566	△ 147,230	賃金 718,336 労働保険 4,000
4 事業費	1,870,180	2,034,800	△ 164,620	
1 広報事業費	384,200	453,200	△ 69,000	機関紙「こんぺいとう」の発行 129,000 「ホームページ」等関係事業 255,200
2 国際交流事業費	757,280	490,100	267,180	姉妹友好都市親善交流事業 397,580 外国語サロン 119,700 英会話教室 210,000 通訳ボランティア派遣事業 30,000
3 日本語教室事業費	598,700	551,500	47,200	日本語教室の開講 226,500 日本語教室ボランティアスタッフ研修 122,000 外国人による日本語スピーチ発表会の開催 118,000 外国人との交流拡大事業 75,000 日本語教室テキスト委員会 5,000 埼玉県東部地域日本語教室交流会の開催 52,200
4 多文化交流事業費	130,000	130,000	0	多文化交流事業 130,000
5 特別事業費	0	410,000	△ 410,000	0
5 予備費	408,341	139,233	269,108	
1 予備費	408,341	139,233	269,108	
支出合計	3,779,267	3,816,779	△ 37,512	

## 春日部市国際交流協会規約

### (名称)

第1条 この会は、春日部市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協会の事務所は、春日部市役所内に置く。

### (目的)

第3条 協会は、春日部市と友好関係にある外国都市及び春日部市に在住する外国人と、市民を主体とした幅広い分野における友好的な交流を推進することにより、国際的な相互理解と友好親善を促進するとともに、国際認識と国際理解を深め、ひいては世界に開かれた地域社会の形成と世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 春日部市と友好関係にある海外都市との交流
- (2) 国際化の推進並びに国際交流に関する普及啓発及び人材の育成
- (3) 国際化の推進及び国際交流に関する調査研究
- (4) 地域の国際化実現のための交流の機会並びに情報の提供及び支援
- (5) 国際化並びに国際交流関係団体間の情報の交換、連絡及び協力
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人、家族、法人及び団体会員（国籍は問わない。）で構成する。ただし、家族会員の範囲は、生計を同一にしている世帯構成員とする。

2 会員になろうとする者は、入会申込書により会長に申し込むものとし、次条に掲げる会費を納入した日から会員の資格を有する。

3 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、退会させることができる。

- (1) 会員が退会を申し出た場合
- (2) 納入した会費に係る会計年度の決算に関する定期総会が終結した場合
- (3) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は社会の公序良俗に反する行為を行った場合等で、理事会の議決を経た場合

4 法人会員及び団体会員は、その代表者に限り、会員の権利を有する。

5 家族会員は、その代表者に限り、総会における議決権を有する。

(会費)

第6条 会員は、次の区分に従い会費を納めるものとする。ただし、いずれの区分においても、その年度の10月1日以降の新規入会に限り、その半額とする。

(1) 個人会員 年額 2,000円

ただし、大学生以下は 無料とする。

(2) 家族会員 年額 5,000円

(3) 法人会員 年額 一口につき 10,000円

(4) 団体会員 年額 一口につき 5,000円

2 退会による会費の返還は行わない。

(役員)

第7条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 35名以内

(4) 監事 若干名

(5) 事務局長 1名

2 会長、副会長は理事の互選により選出し、理事及び監事は会員の中から選出し、事務局長は会長が会員の中から指名するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を総理し、理事会の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協会の重要事項を審議する。

4 監事は、協会の会計を監査し、理事会に出席し意見を述べることができる。

5 事務局長は、協会の事務及び会計を司る。

(名誉会長)

第10条 協会に、名誉会長を置く。

2 名誉会長には、春日部市長をもって充てる。

(顧問及び相談役)

第11条 協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要な事項について、会長の諮問に応じて、意見を述べる。
- 4 顧問は、協会の役員を経験したもののの中から委嘱する。
- 5 相談役は、国際交流に関する有識者等に委嘱する。

(会議)

第12条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。この場合において、会長が必要と認めたときは、第3項第3号に規定する事業計画及び予算に関する事項については、理事会に決議権限を委任することができる。

- 2 総会の議長は、会員の中から選出する。
- 3 総会において決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会長が必要と認める事項

- 4 会長は、審議に際し、必要に応じて理事以外の者の出席を求めることができる。

(委員会)

第15条 会長は、第4条に規定する事業の円滑な推進を図るため、理事会に諮り委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員の中から会長が任命し、理事会に報告する。
- 3 委員会には、委員の互選によりそれぞれ委員長及び副委員長を置く。



(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、春日部市役所市民参加推進課内に事務局を置く。

(経費)

第17条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第18条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成5年6月27日から施行する。

(特例)

2 協会の設立当初の役員は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

3 協会の設立当初の会員、事業計画、予算及び役員は、第5条第2項及び第13条第2項の規定にかかわらず、設立発起人の定めるところによる。

4 協会の設立当初の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(役員の任期等の特例)

5 会長、副会長及び委員長の任期は、2期4年までとする。ただし、特別の理由がある場合で、理事会の承認を得たときは、この限りではない。

6 平成11年度に限り、前項に規定する役員の任期はさらに2年延長することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年3月26日から施行する。

(会員の特例)

2 庄和町国際交流協会の平成17年度会費納入者は、第5条第2項の規定にかかわらず、当協会の同年度会費を納入したものとみなす。

(役員任期の特例)

3 規約の改正に伴う役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成23年5月21日から施行する。

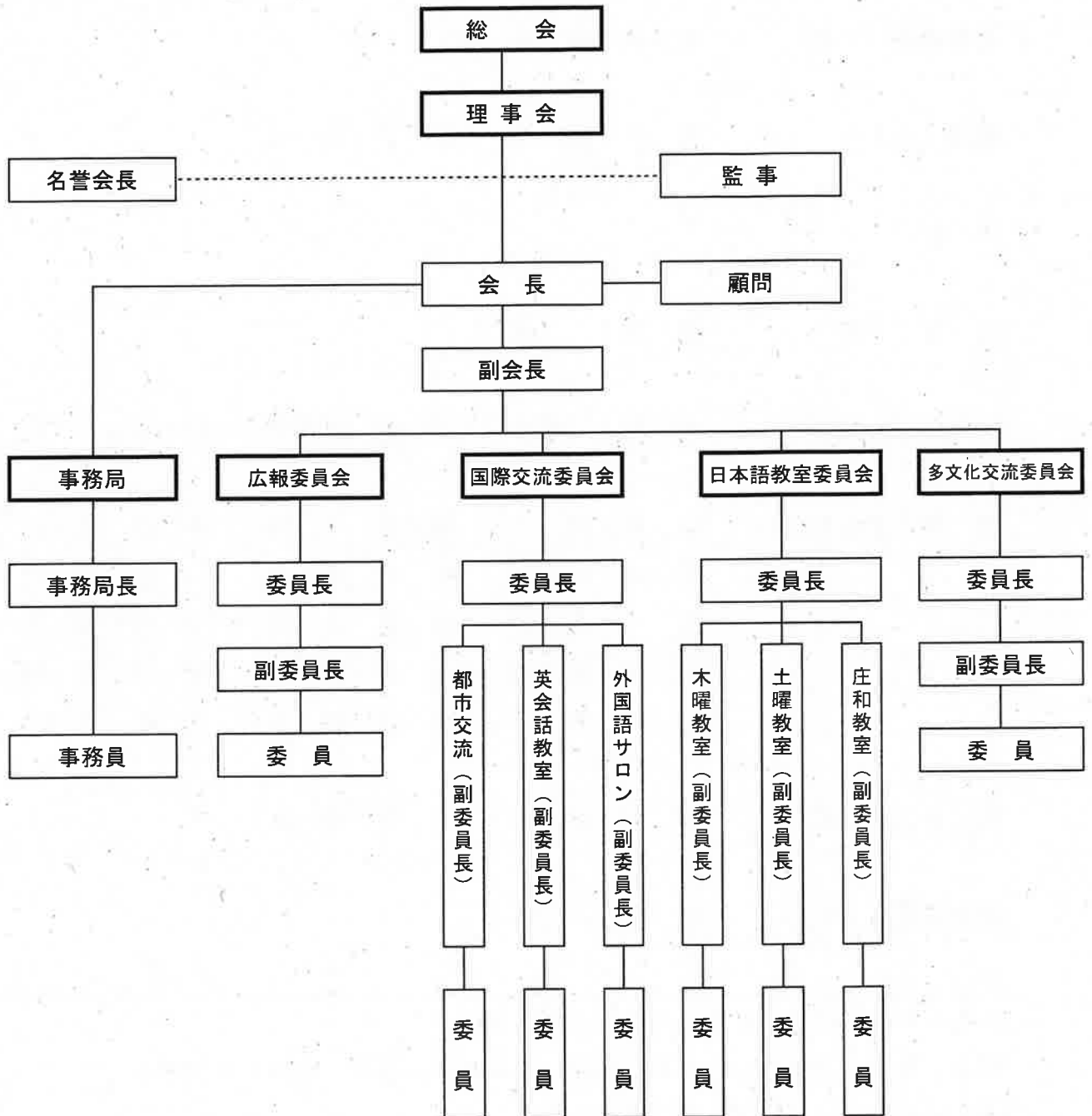
附 則

この規約は、平成25年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月19日から施行する。

組織図



# 春日部市国際交流協会役員等名簿

(令和6年5月25日現在、敬称略)

名誉会長（1名） 春日部市長 岩谷 一 弘

顧問（2名） 新井 照彦 田中 彦八

## 役員

会長（1名） 藤枝 武

副会長（若干名） 市橋 三恵子 堀越 三代子 村尾 仁

理事（35名以内） 岩見 潤二 越前谷 一 彬 押田 正江  
折原 正和 樫村 恵美子 川鍋 美明  
段 暁明 塚原 大貳 中村 理奈  
西川 重義 橋本 和伸 伏見 裕輝  
松本 秀身 武藤 純子 安野 ディアナ

監事（若干名） 青木 伸夫 大竹 規之

事務局長（1名） 折原 一 博

---

○令和6年5月25日をもって退任される方

理事 亀山 佳史さん、理事 塩野 光高さん、理事 野田 歩伸さん

○令和6年5月25日より就任される方

理事 折原 正和さん

## 春日部市国際交流協会弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市国際交流協会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、弔慰に関する支出等について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 弔慰の範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 規約第7条に定める正副会長及び事務局長
- (2) 規約第11条に定める顧問及び相談役
- (3) 規約第15条に定める委員会の正副委員長

(弔慰の内容)

第3条 第2条に定める本人が死亡した場合は生花を贈る。

(請求等)

第4条 この規程に定める弔慰の事由が発生したときは、速やかに会長に届出なければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

## 春日部市国際交流協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部市国際交流協会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、春日部市国際交流協会（以下「協会」という。）の表彰について必要な事項を定める。

(表彰対象者)

第2条 協会の会長は、会員等が次の各号に該当するときは、感謝状（様式第1号）を授与する。ただし、当該会員が退任後直ちに他の役員等（理事を除く。）に就任する場合は、この限りでない。

(1) 規約第7条に定める正副会長として2年以上の在職年数を有し退任する者

(2) 規約第15条に定める委員会の委員長として4年以上の在職年数を有し退任する者

(3) 前2号の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(対象者の決定)

第3条 前条の該当者の表彰については、理事会に諮り決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は毎年1回定期に行う。ただし、特に必要がある場合には、その都度行うことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行する。



